

那覇地方裁判所委員会（第7回）議事概要

1 日時 平成18年10月10日（火）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所 那覇地方裁判所大会議室

3 出席者（50音順）

（委員）

赤嶺真也，稲田隆司，打越康雄（委員長），浦田啓一，金城初美，島袋鉄男，染矢弘芳，平良武，玉城常邦，吉井広幸，饒平名知孝

（説明者）

田中健治（裁判官），崎枝哲人（事務局長），渡嘉敷康雄（民事首席書記官），與儀典子（刑事首席書記官）

（庶務）

河相秀達（総務課長），仲村俊一（総務課長補佐）

4 議事

- （1）委員長選任に引き続き就任挨拶等が行われた。
- （2）模擬裁判の裁判員役経験者（マスコミ）からの報告
- （3）求刑・量刑等の説明及び質疑応答を行った。
- （4）意見交換会

意見交換結果要旨（：委員長，：委員）

テーマ【裁判員制度】

前回の地裁委員会で行った模擬裁判において、裁判員役の地裁委員から量刑について色々議論があったと聞いているが、検察官の求刑についても初任と5年目等の中堅、20年以上のベテラン等経験によってばらつきが出ると思う。5年目以上の検察官であれば、求刑も集約されたものになるが、取扱い事件も多くなり経験則上の問題として出てくるものと思う。実際は、類似同種事件を参考にする場合が多い。裁判員裁判が導入された場合、個人的意見ではあるが、同種事件が裁判所によって量刑等が異なることからばらつきによる不公平さが出てくることも予想されるが、このばらつきは控訴審において調整がなされていくだろうと思われ、裁判員制度導入当初は刑にばらつきがあっても仕方ないものと思っている。

医療過誤等において裁判所などから診断書の判断を求められ判断が異なることがあると思うが、医師としてその場合どうされているかお聞きしたい。

確かに診断書と判断が違う場合があり、迷うこともあるがその場合の鑑定では臨床経験や検査データによればこの結果になるとは記載するが全く主観的部分が排除されるわけではなく、不公平にならないのか考えるところはある。

そもそも裁判員制度の根本である国民参加の意義を再度検討することも必要ではないか。

国民参加により専門家と違った多様な視点が得られることが、一番の意義ではあるが反面困難な面が出てくることも間違いない。

多様な視点ということから医療の世界で言う「チーム医療」を思い浮かべた。チーム医療においては、直接患者と接する機会の多い医師以外の看護師や検査技師等の意見を活かすようにしており、それと同じようなイメージと考えると理解しやすいかもしれない。

一般の国民にとって裁判は真実を追究するものと考えている面があると思うが、あくまで裁判の真実追究は手続の中での真実であって、裁判員裁判においても合理的な判断を求められることになる。現在のところ模擬裁判であり、実際の裁判においては真実追究が求められ、それは合理的な手続の中での真実ということになる。

裁判員裁判制度の根拠というか意義であるが、陪審員制度を取り入れているアメリカにおいても陪審員になりたくないということは日本と変わらないと聞いている。それでも制度として定着したのは、法律の専門家でない自分の仲間によって判断されることで納得できるという考えがあるとのことである。司法参加というのは、間違っているかもしれないが国民が参加した上での判断であり、納得できるのではないだろうか。

裁判員裁判が日本に国民性に整合しているかは問題があるところである。

量刑や事実認定につき間違ったらどうしようという気持ちが先に立つことが、参加したくない最大の理由ではないかと思う。裁判員裁判が手続内での真実追究であり、絶対的真実を追究するものではないという認識をどれだけ国民に浸透させるかが課題となるのではないだろうか。

裁判員裁判の導入に向け、具体的問題として就業者が裁判員候補者となった場合の休暇制度の問題や、育児・介護等を必要とするものが裁判員候補者となった場合の受入施設等の問題も検討しなければならず、省庁単独でできるものではなく、法曹三者としてもPRと関係各庁との打合せを行っていく予定である。

公務員であれば、休暇についても人事院規則の改正等により地方自治体にも反映されると思うが、民間企業の場合はどうなるのか。

民間企業の場合、企業ごとの就業規則の改正が必要となることから、今後企業訪問をしてお願いすることを考えている。

裁判員候補者となった場合、参加するために上司等に報告する必要があると思

うが、裁判所から上司や会社への説明がなされるのか。

まだ、その点に関しどのように法律化や規則化されるかは分からないが、裁判所に問い合わせがあれば説明することにはなると思う。

沖縄独自の問題として、地域性や出身地等による繋がりが他県に比べ強く裁判員候補者を選ぶ場合の支障になるのではないか。

地裁委員として経験したものと先ほど伺った記者の意見は、大筋においてそれほど変わるものではないと思う。裁判員制度に市民感覚がどのくらい反映するかというのは、制度導入後時間をかけて定着させればよいのではないか。

5 次回予定

(1) 日時

平成19年5月14日(月)午後1時30分から

(2) 議題

裁判員裁判の模擬裁判及び意見交換